

令和3年度第1回恵那市学校給食運営委員会会議録（公表用）

1.	開催日時	令和3年6月29日（火） 午後2時30分より午後3時27分まで
2.	開催場所	恵那市消防防災センター 3階 防災研修室
3.	出席委員	蜂谷明子、金久保光克、岡田 修、後藤弘明、大畑雅幸、樋田千史、後藤琢磨、熊崎健一、鈴木純子 以上9名
4.	欠席委員	加納美緒 以上1名
5.	事務局職員	長谷川幸洋、安藤善和、市川新祐、山川裕司、伊藤和正、阿部聖二、加藤侑子、後藤美波、丸山宏子、今井亜由美、伊藤綾子 以上11名
6.	提出資料	「令和3年度 第1回 恵那市学校給食運営委員会」
7.	議 題	<p>1) 学校給食の状況について</p> <p>① 令和3年度現状等について</p> <p>② 令和2年度報告等について</p> <p>③ 恵那市学校給食基本方針について</p> <p>④ 令和3年度学校給食年間計画について</p> <p>2) 食物アレルギーの対応について</p> <p>3) 学校給食費の徴収方法について</p> <p>4) 令和2・3年度恵那市学校給食用物資納入業者追加登録について</p> <p>5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食センターの整備状況について ・山岡・明智学校給食センター調理配送委託業務プロポーザル

会議の経過

事務局	<p>本日は、令和3年度 第1回恵那市学校給食運営委員会を開催しましたところ 委員の皆様にはたいへんお忙しいところをご出席頂きまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます恵那市学校給食センター所長の市川と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。当委員会は、条例第4条第2項で会長が召集することになっていますが、前会長の小学校給食担当校長の加藤校長がご退任されましたので、教育長名にてご案内をさせていただきました。また、今年度から新たに5名の委員の方が就任されましたので、お手元の資料でご確認ください。なお、本日の欠席は恵那保健所長の加納様1名となっております。よろしくお願ひします。本日の資料でございますが、令和3年度第1回恵那市学校給食運営委員会と書いてありますホッチキス止めの資料1部でございます。よろしいでしょうか。（はい）</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、教育長よりご挨拶をいただきます。</p>
-----	--

教育長	<p>委員の皆様方、お忙しい中を本当にありがとうございます。また、この会の前にアレルギー対応の検討委員会がございましたけど、引き続きの委員さんも大勢いらしゃって、ありがとうございます。この学校給食運営委員会は、年2回実施しておりますけども、本日第1回目ですので、前年度の報告等もございますけども、今日の議題のメインになると私思っておりますけど、給食費の集め方が旧恵那と恵南とが違っております、その違いというのが、旧恵那のほうは、学校が指定の金融機関を保護者さんをお願いをして、そこを通じて学校が食数分給食センターのほうに払っていくというやり方です。それから恵南のほうは、他の交付金の徴収のようなふうに市のほうに直接というやり方です。これが私も恵那市でお世話になっている間も何十年來、違っているわけですけど、特に当然市町村合併して17年この間ずっと、いろんなもののお金の徴収、あるいは施設の使用料は恵那市どこでもみんな一緒になってきたわけですけど、これだけが一緒に出来なかったわけです。その理由というのは、学校がひとつ関所になって、集めることによって、滞納者がぐっと減らせるわけです。直市となると滞納する。これが小学校入学から中学校卒業までとなりますと、かなりな金額になりまして、金額が膨らんでくるとなおさら支払いがむずかしくなってきた、後ほど報告の表の中であるかと思っておりますけど、滞納金というのが結構大きいようです。これを恵那市内全小中学校統一していくということで、ようよう案がまとまりましたので、これについてご審議いただくというようなことがメインかなと思っております。どうぞ委員の皆さん率直にご意見賜りまして、結論が出ればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次に運営委員会委員委嘱書の交付に移ります。恵那市学校給食運営委員会条例第3条第2項の規定によります役職の異動によりまして、委員の交代がありましたので委員の方に委嘱書を交付しますが、代表受領ということで、中学校の給食担当校長の熊崎校長をお願いいたします。</p>
教育長	<p>委嘱書、熊崎健一殿、あなたを恵那市学校給食運営委員会委員に委嘱します。任期、令和3年6月29日から令和4年3月31日まで、令和3年6月29日、恵那市教育委員会、どうぞよろしく願いします。(拍手)</p> <p>(教育長より運営委員会委嘱書を熊崎健一様に読み上げ代表受領した)</p>
事務局	<p>新任の委員さんにおかれましては、大変失礼だと思いますが、各席に委嘱状を配布させていただいておりますので、よろしく願いします。</p>
事務局	<p>それでは、次に役員を選任に移ります。前会長が退任されまして、会長が空席となっておりますので、新たに会長の選出からお願いをしたいと思います。運営委員会条例第4条に基づきまして、会長の選出をお願いしたいと思います。条例では、委員の互選によりまして、選出となっておりますが、どのように選出したらよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>

事務局	もしよろしければ事務局案が用意してありますがいかがでしょうか。 (「お願いします」という声あり)
事務局	ありがとうございます。では、事務局案ということで、中学校給食担当校長の熊崎健一様をお願いしたいと思います。熊崎様よろしくお願いします。
熊崎委員	よろしくお願いいたします。 (拍手多数あり)
事務局	続きまして副会長の選出をお願いします。こちら委員の互選によりまして選出となっておりますが、どのように方法でよろしかったでしょうか。 (意見なし)
事務局	こちらのほうも、事務局案を用意していますが、いかがでしょうか。 (「お願いします」という声あり)
事務局	それでは小学校給食担当校長の後藤琢磨様をお願いしたいと思います。後藤様よろしくお願いします。
後藤委員	よろしくお願います。 (拍手多数あり)
事務局	会長の熊崎様は、中央の席へ移動いただいて。(会長席へ移動) それでは会長のごあいさつをお願いいたします。
熊崎会長	皆さん改めまして失礼いたします。会長を仰せつかりました恵那西中学校の校長の熊崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まずもって委員の皆様方におかれましては、日頃より児童、生徒の健やかな成長に多大なるご支援賜りまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。学校給食と申しますと、本当に大切な学校の教育活動の一つでございます。これは私の偏見かもしれませんが、給食の指導がきちっとできる担任は、だいたい学級もよくまとまっている。本当にそのことを30年間思いながらやってまいりました。その場合給食の時間というのは子供にとって学ぶべき対応も多いようですし、裏を返せば教員が指導すべき対応も多い、非常に貴重な時間というふうにとらえております。ところが今コロナ禍ということで、本校でも一人一人給食ごとに囲いに囲まれてしまって無言で食べております。食器のガチャガチャという音ぐらいしかしません。ニコニコもしません。こういう日が年間に200日程度続くわけですから、本当にこの1年間ごとで、損なわれたもの、失われたものというのが大きいなということを、改めて思っております。せめてものということで、本校では普段めったに飾らないポップな音楽を毎日かけて、気持ちだけでも、明るく食べてもらおうと思ってやっていますところ。いずれにしても、大前提は安全、安心な給食の提供ということでございますので、本日教育長様も申されましたけども、徴収金制度のあり方ですね。重要な内容もございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

事務局	<p>ありがとうございました。恵那市学校給食運営委員会条例第4条第2項の規定によ まして、会長に会議の議長をお願いすることになっておりますので、熊崎会長、進行 をよろしくお願いいたします。</p> <p>(会長が議長となる)</p>
議長	<p>それでは、条例で定められておりますので、私の方で議事を進行させていただきます す。早速議題に移らせていただきます。</p> <p>資料1ページの5議題の(1)学校給食の現状について、でございますが、①の令 和3年度の現状等についてと、②の令和2年度の報告等について、これは関連がござ いますので、合わせて議題とさせていただきます。では、事務局の説明をお願いいた します。</p>
事務局	(1)学校給食の現状について、①の令和3年度の現状等について、②の令和2年度 の報告等についての説明。(P6～P9)
議長	<p>ありがとうございました。それではただいま事務局の方から①今年度の現状、それ から②昨年度の報告ということで説明をいただきましたが、この内容につきまして、 ご質問ご意見ございますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>無いようですので、次の③10ページですね、恵那市学校給食基本方針について、そ れから④の令和3年度学校給食年間計画については、これも関連がございますので、 併せての議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	③恵那市学校給食基本方針について、④の令和3年度学校給食年間計画についての 説明。(P10～P15)
事務局	給食計画及び連絡事項についての説明。(P16)
議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から、③の基本方針と④の年間計画、加 えて今の連絡事項です。ご説明をいただきましたが、ここまでの内容でご質問意見ご ざいますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	それでは無いようですので、次の議題に移りたいと思います。(2)食物アレルギー の対応について、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	(2)食物アレルギーの対応についての説明。(P17～P18)
議長	ありがとうございました。それでは、資料の17、18ページ、食物アレルギーの対応 について、今事務局から説明がありましたが、その内容に関して質問、ご意見はござ いませぬでしょうか。

	(意見なし)
議長	それでは無いようですので、次に進めたいと思います。次に本日の中心的な内容であろうかと思いますが、(3) 学校給食費の徴収方法についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(3) 学校給食費の徴収方法についての説明。(P19～P21)
議長	ありがとうございました。それでは今事務局の方から学校給食費の徴収方法についてということで、経緯とメリット、デメリット、それからスケジュールと申込と4つの内容についてお示しをいただきました。今日の中心となる場所ですので、少し時間をとりますので、お手元の資料に今一度目を通していただいて、そのあとご意見の方を伺いたいと思います。 (資料の確認の時間をとる)
事務局	補足でございますけれども、20ページにあります。給食申込書につきましては、多治見市さんはこの方法で取り組んでみえまして、多治見市さんの様式を少し修正したものがこの申込書となっています。
議長	少し時間をとらせていただきましたが、委員の皆様方、この件につきまして、ご質問ご意見ございませんでしょうか。
金久保委員	口座引き落としは、手数料とかかからないですか。
事務局	学校給食費におきましては、手数料は一切かかりません。しかも延滞金もかかりません。
金久保委員	わかりました。
議長	その他よろしいでしょうか。
後藤委員	P T Aの代表で来さしていただいております後藤といいます。私岩邑小学校のP T Aの派遣でこの役でP T A連合会でも代表となっております。日頃は、子どもたちにおいしい給食を提供いただきまして、保護者を代表しましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。その中で、保護者に関わる質問をさせてください。まず出身は岩村なんですけども、恵南の親さんは口座を登録しているの、恵南の人たちも改めて手続きはする必要があるのかなのかということ。20ページの申込書は全保護者、全子どもを対象にしているか。それから、20ページの資料を見ると児童単位での申込みという形になるので、21ページの口座は子どもごとに対応することになるのか。ということなど、細かい質問が保護者様がお困りになっている対応できそうな問い合わせがあるのかなと思いますので、保護者様にも事前周知とか、そういったQ & Aみたいなのも添えていただいて、周知していただければ保護者も困らないかなということを思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
事務局	まず1点目の質問でございます。現在の恵南地区の保護者の方は、現在口座登録をされております。これは変える必要はありません。現在の口座登録のまま、そのまま

	<p>移行していただきたいと思います。それから20ページの申込書ですけれども、この申込書につきましては、子ども一人一人に書いていただきます。そしてこの21ページにつきましては、学年が一番上のお子さんで登録をしていただきたいなと思っております。ご兄弟でみえましたら、保護者一人で1枚でいいということになります。子ども一人一人に対して申込をするわけではなく、その1件で1枚の申し込みということです。この事前の申込書の周知するタイミングが先ほどお話をさせていただきましたが、9月の初旬にまず保護者の方に事前の周知をいたしますが、この事前の周知の段階と、申請書と口座振替依頼書の保護者へ依頼する段階でそれぞれバージョンを変えまして、フローチャートを入れて、周知をしていきたいと思っています。</p>
後藤委員	ありがとうございます。
議長	その他何かいかがでしょうか。
教育長	<p>ちょっと補足させてもらっていいですか。何でここにきて改めて申込書かというのは、やはり滞納者を減らしたいということと。それでも滞納された方はやはり、支払っていただかんと不平等になりますので、その催促するというか、請求していくための、いろいろ法的な、そういうところの根拠になるということです。多治見市がもう十数年前からこれを実施していて、どれだけかは効果があるというようなアドバイスをいただいております、これを参考にさせていただいたということです。</p>
議長	<p>すいません。私からもよろしいですか。今の滞納者への徴収の話に関わってなるかもしれませんが、徴収方法を統一するという点については、手続き上のことなので、それはスケジュールどおりやれるかと思うんですけど、今度学校管理者として考えたときに、恐らく未納での対応というのは非常に引き続き大きな問題になってくるんだろうなと思います。特にこれまでですと、学校の給食費と学習に係るものは一緒に集金をさせていただいて、その給食費だけが別会計のほうで押していくということになるので、例えば今までいいますと、児童手当から徴収をお願いするとか、あるいはその学校で集める学習費と市の方で直接集める給食費の兼ね合いといいますか、未納者に対する今の時点で分かっているようなことがあれば、お話しいただくと助かります。</p>
事務局	<p>児童手当からの引き落としや、準要保護の保護者の方も何人かおられまして、年間に6月、9月、12月、3月の4回だと思いますが、このタイミングで以前は、教育委員会からその保護者の方へ個人の通帳に直接振り込まれておりましたが、今はまず学校にその準要保護のお金をおろしておいて、学校から保護者さんに渡すといったような事務の流れが変わって参りまして、恵南地区の方でやっておりますのは、準要保護の保護者の把握と、もしその方が滞納してみえましたら、その学校と連携をしまして、給食費の納付書を保護者に渡していただく。こんなような事務をやっております。それから、当然未納の方が増えてくるということの懸念ですけれども、今回この事務進めていくにあたりまして、口座登録をしてくださいますというお願いが一つありま</p>

	<p>すが、口座登録をしていただけない方も中にはみえます。それから口座登録をしてもお金が入ってない方がみえます。この学校給食費の引き落としのタイミングですけども、税金と同じタイミングです。従いまして、月の末日に引き落としされますが、1回目のタイミング引き落としができませんと、その保護者の方にどうやって請求をするかといいますと、納付書を発行します。納付書につきましては、給食センターが学校の児童生徒を通じて保護者へ持って行ってもらって、納付書で納めていただく、こういったような流れになって参ります。さらに、どんどん未納の方が月ごとに増えてくると、例えば4月、5月の未納の保護者には、今度は6月分の納付書を発行する同じ封筒の中に、4月、5月分の催促状を入れて、催促の請求をします。このように滞納された保護者の方への請求をした場合の対応を考えています。</p>
議長	<p>大変すっきりしました。 他の委員さん方がでしょうか。</p>
樋田委員	<p>20ページの下の注意事項の2行目ですが、「納税情報を調査すること及び法的措置を講ぜられることを承諾します。」とありますね。その法的というのは何か。この申込書は、上の方を見ると「提供を申込します。」これは、保護者の立場だね。それから注意事項の1つ目は、保護者の立場、その下は「この申込書は、中学校に提出してください。」というのは、依頼ですね。ということは注意事項の中に、立場が違う文言が入ってきておるといことだね。これは統一した方がいいんじゃないですかね。注意事項のところで、一点目は法的措置という言葉で、契約書ですので、給食をなしにしますとか、弁当にしてくださいとか、そういうふうに強く言えることが含まれておるかどうかということなんですよね。給食費を集めに行きますよというふうでは、今までとそう変わらへんと思うんです。たぶん学校としては、教頭さんあたりが家庭訪問して集めに行くと、そんなふうになると思うし、電話連絡することや、文書を送るということは今までもやってきておるわけですけども、今回それはどういう力を持っておるかということを知りたいです。それをどうやって保護者に伝わるかということを含めて。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ここの注意事項の文言についてですけども、恵那市に専属の弁護士の先生がいらっしゃいます。その先生とは、お話をする中で、納税情報を調査すること及び法的措置を講ぜられるという文言を加えることで、保護者の立場からしますと、えっ法的、措置ってどんなことだろうかと思わせるような、そういったような強い言葉であった方がいいということの助言をいただきまして、この言葉を入れさせていただいたということでございます。それから注意事項の1つ目と2つ目は、意味が違うということが私も感じましたので、2つ目を注意事項ではないというところで訂正したいと思います。ありがとうございました。</p>
議長	<p>よろしかったでしょうか。</p>

	(意見なし)
議長	また申込書の様式のほう検討いただきます。
事務局	今の法的措置の関係は、税金なんか公債権でいって、公のものとして差し押さえ、いろんなことができるんですけども、給食費というのは私債権、要は民法上の話になってくるといって押さえるということとかいろんなことが出来ない。今法的措置に関しては、その前の段階で税情報、所得の上限はどのくらい持っているかという情報を調べるために、ここに一文が追加されています。なおかつ今後ですけども、法的措置というのは先ほどセンターの所長が言ったように弁護士に委託をすることができます。弁護士委託によって、収入を得ていくということをやその市でやっているところがありますので、そういう視野に入っているというところで、ここには書かせていただいておりますので、今すぐどうこうということではないんですけども、将来的に悪質的なものをしっかり対応していくためにはそういうところも視野に入れていくということですので、よろしくをお願いします。
議長	それでは、そのほかよろしかったでしょうか。 (意見なし)
議長	それでは次の議題のほう進めてまいります。続きまして(4)令和2・3年度恵那市学校給食用物資納入業者登録についてを議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(4) 令和2・3年度恵那市学校給食用物資納入業者登録について説明。(P22～P23)
議長	ありがとうございました。それでは納入業者の一覧につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。 (意見なし)
議長	無いようですので、次の(5)その他について、事務局からお願いいたします。
事務局	(5) その他、給食センターの整備の状況について、山岡・明智学校給食センター調理配送委託業務のプロポーザルについての報告の説明。(P24)
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の方からその他として2点説明がありましたけれども、その内容につきまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。 (意見なし) よろしいでしょうか。 (はい) ありがとうございます。以上ですべての議題終了ということになりますが、委員の皆様方で全体を通して何かあれば、ご発言をお願いいたします。

樋田委員	<p>学校給食運営委員会という会ですね。ここのメンバーはほとんどの方、給食を食べてみえるんかね。給食を、運営委員のメンバーが学校給食を食べてないと、なんか面白い話になるんだけど、食べる機会というのはあるんでしょうかね。計画なんかはないですかね。いつも食べてみえるもんで飽きちゃっているかもしれんけど。恵那市の給食は大変おいしいですので、一度食べてもらおうといいのかなということを思ったんですけども。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。中には給食ばかり食べていらっしゃる委員さんもいます。こちら（議長からみて左の席）の委員さんにおかれましては、給食を食べる機会が少ない委員さんでございまして、こういった運営委員会の組織運営を進めるにあたりまして、先生がおっしゃられたように一度そういった機会を設けるように計画を一回持ち帰って考えてみたいと思います。ありがとうございます。</p>
議長	<p>今後の課題ということで、委員さんに給食を食べていただく機会を作るとか、委員の構成を考えることから、そのあたり今後ということをお願いします。私毎日いただいております。今日の鰯の天ぷら最高でした。それでは以上で議事の方を終了させていただきます。委員の皆様、職員の皆様ありがとうございました。それでは最後に、今回の副会長であります後藤副会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
副会長	<p>皆さんご審議ありがとうございました。改めて今学校給食、子どもたちにとってまた保護者にとって、こんなにありがたいものはないと、こんなに安い金額で子どもたちの確かな健康を作ってもらえるということに改めて感謝しないといけないと思います。それなのに滞納する保護者がいると、しかも悪意を持って危うくばらわずに終わってしまおうなんていう人が、やっぱり過去に何人もいたようなことは大変学校としても心苦しいところですので、今後は恵那市さんの方でその辺の管理をしていただくんですけど、学校もこの給食は本当にありがたいものだよということを保護者に是非しっかり伝えて、保護者が払って当然だと思えるような啓発を実施していきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。</p>

令和3年7月20日調整